

12/2(月)～

健康保険証の新規発行終了

マイナンバーカードと保険証が一体化します

12月2日から健康保険証の新規発行はされなくなります。12月2日以降の国民健康保険・後期高齢者医療保険における変更点をお知らせします。

【問】医療保険課（本庁1階） ☎24-2103



教えてマイナちゃん！

マイナンバーカードと健康保険証が一体化するって聞くけど、どんなことが変わるの？



市民記者 廣澤 裕子さん



マイナちゃん

変更点を一緒に確認しよう！

ぜひこの機会に、マイナ保険証（保険証利用登録がされているマイナンバーカード）を持っていない人は手続きしてね。

Q 今の保険証は使用できなくなるの？



A 12月1日時点で手元にある保険証は、その保険証に記載されている有効期限までは使用可能です。



Q 12月2日以降に新規加入、差し替え、再交付する場合の保険証はどうなるの？

A 国民健康保険加入者の場合

マイナ保険証あり	マイナ保険証なし
医療機関を受診するときは、マイナ保険証を提示してください。	資格確認書を交付します（申請は不要です）。 医療機関を受診するときは、資格確認書を提示してください。

※国民健康保険への加入・脱退の手続きは窓口での届出が必要です。

資格確認書……マイナンバーカード未取得又はマイナ保険証を利用していない人へ交付するもので、従来の保険証と同様のものです。

後期高齢者医療保険の加入者の場合

マイナ保険証を持っているかどうかに関わらず、加入者全員に資格確認書を交付します。

医療機関を受診するときは、マイナ保険証又は資格確認書を提示してください。

資格確認書が保険証の代わりになるのね！



廃止 短期被保険者証は廃止になります(12/2～)

国民健康保険税に滞納がある場合、医療機関などの窓口負担が10割になる可能性があります。未納の人は早めに納付をお願いします。納付が難しい場合は、収税課へ相談してください。

【問】収税課（本庁2階） ☎24-2316

マイナンバーカードを持っていて、保険証として利用できるように登録していない人へ

保険証としての利用登録が必要です。顔認証付きカードリーダーのある医療機関・薬局の受付や、自身のスマートフォンなどからも登録できます。



詳しくはこちら

マイナンバーカードを持っていない人へ

自分で申請するのが不安な人や、個人番号通知カードを紛失してしまった人は、気軽に市民課に相談してください。

【問】市民課（本庁1階） ☎24-2101

マイナンバーカードを申請して、まだ受け取っていない人へ

休日や夕方にも受け取ることができます（本庁のみ）。

休日窓口

毎月第2・第4日曜日の午前8時30分～正午
12月22日はシステムメンテナンスで交付できません。

延長窓口

毎週木曜日の午後5時15分～7時

